附属書三（第三章（原産地規則）関係）　原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項
附属書四（第七章（食料供給）関係）　重要な食料の表
附属書五（第八章（エネルギー及び鉱物資源）関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表
附属書六（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置
附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）　第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置
附属書八（第九章（サービスの貿易）関係）　サービス提供者の資格の承認
附属書九（第十一章（金融サービス）関係）　金融サービス
附属書十（第十二章（自然人の移動）関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書十一（第十四章（投資）関係）　補助金
附属書十二（第十四章（投資）関係）　収用
附属書十三（第十七章（政府調達）関係）　政府調達

前文

日本国及びオーストラリア（以下「締約国」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、

貿易及び投資の自由化及び円滑化を通じて両締約国間の経済上の連携を強化することを決意し、

経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろう予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあるビジネス環境を促進するための協力の推進に向けた枠組みを設定することを決意し、

両締約国の経済の活発な部門の間の創造性、革新及び連携を促進することを希望し、

一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを求め、

千九百五十七年七月六日に箱根で署名され、千九百六十三年八月五日に東京で署名された議定書によって改正された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び千九百七十六年六月十六日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約が、両締約国間の二国間における貿易関係の発展に貢献してきたことを想起し、

世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合する自由貿易地域を設定する。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b)　「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(c)　「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(d)　「区域」とは、

(i)　オーストラリアについては、オーストラリア連邦であって、次の(A)に規定する海外地域を除き、(B)に規定する区域を含む。

(A)　ノーフォーク島地域、クリスマス島地域、ココス（キーリング）諸島地域、アシュモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域以外の全ての海外地域

(B)　国際法に基づいてオーストラリアが主権的権利又は管轄権を行使するオーストラリアの領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚

(ii)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使する全てのものをいう。

注釈　この(d)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

(e)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(f)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(g)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(h)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。

(i)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(j)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(k)　「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給における利用を目的とするものを除く。）をいう。

(l)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システム（統一システムの解釈に関する通則、各部の注釈及び各類の注釈を含む。）であって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(m)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(n)　「締約国の自然人」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　オーストラリアについては、自国の法令に定義するオーストラリアの市民又は永住者であること。

(ii)　日本国については、自国の法令に定義する日本国の国民であること。